

水谷直樹◎弁護士・弁理士

アナログチューナー非搭載のDVD録画機器につき、 著作権法104条の5に基づく補償金支払請求が棄却された事例

[東京地方裁判所 民事第46部 平成22年12月27日判決 平成21年(ワ)第40387号]

1. 事件の概要

原告である社団法人私的録画補償金管理協会は、著作権法30条2項所定の補償金(同項所定のデジタル録音／録画機器を使用して録音、録画を行う者に課せられる相当な額の補償金)の徴収を行うことを目的として設立され、同法104条の2に基づき指定された団体です。

他方で、被告である東芝は、地上デジタル放送・BSデジタル放送・110度CSデジタル放送のみに対応するチューナーを搭載し、アナログ放送対応チューナーを搭載していないDVD録画機器について、上記私的録音録画補償金を原告に支払うことなく製造・販売していました。

原告は、被告において、被告の製造・販売する上記DVD録画機器を、上記私的録音録画補償金を原告に支払うことなく製造・販売しているとして、平成21年に同補償金相当額の支払いを求めて東京地裁に訴訟を提起しました。

2. 争点

本事件での争点は、以下のとおりです。

- ① 被告の製造・販売するアナログチューナー非搭載DVD録画機器は、著作権法施行令1条2項3号の規定する私的録音録画補償金の支払対象となる特定機器に該当するか否か
- ② 被告は原告に対し、著作権法104条の5所定の協力義務として、被告が販売した被告製品に係る私的録音録画補償金相当額を支払うべき法律上の義務を負うか
- ③ 被告による不法行為の成否

3. 裁判所の判断

東京地方裁判所は、平成22年12月27日に判決を言い渡しましたが、まず前記①の争点について、被告製品が、私的録音録画補償金の支払対象となる指定録画機器に該当することを認めました(判決理由については、同補償金支払制度の制定経緯、指定録画機器の規定内容の解釈等において詳細を極めているため、本稿では省略)。

そのうえで裁判所は、前記②の争点につき、

「ア 法104条の5は、『前条第一項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金の支払を請求する場合には、特定機器又は特定記録媒体の製造又は輸入を業とする者(次条第三項において『製造業者等』という。)は、当該私的録音録画補償金の支払の請求及びその受領に関し協力しなければならない。』と規定している。

法104条の5が、特定機器の製造業者等において『しなければならない』ものとして規定しているのは、指定管理団体が行う法104条の4第1項の規定により特定機器の購入者に対する私的録音録画補償金の支払を請求する場合における当該支払の請求及びその受領に関する『協力』である。

しかるところ、『協力』という用語は、一般に、『ある目的のために心を合わせて努力すること。』(広辞苑第六版)などを意味するものであり、抽象的で、広範な内容を包含し得る用語であって、当該用語自体から、特定の具体的な行為を想定することができるものとはいえない。

また、法104条の5においては、『協力』の文言に

ついて、『当該私的録音録画補償金の支払の請求及びその受領に関し』との限定が付されてはいるものの、『協力』という用語自体が抽象的であることから、上記の限定によっても、『当該私的録音録画補償金の支払の請求及びその受領に関し』てしなければならない『協力』の具体的な行為ないし内容が文言上特定されているものとはいえない。

さらに、法104条の5と関連する法第5章のその他の規定をみても、法104条の5の『協力』の内容を具体的に特定する旨の規定は見当たらない。

このように、法104条の5においては、特定機器の製造業者等において『しなければならない』ものとされる行為が、具体的に特定して規定されていないのであるから、同条の規定をもって、特定機器の製造業者等に対し、原告が主張するような具体的な行為[すなわち、特定機器の販売価格に私的録音録画補償金相当額を上乗せして出荷し、利用者から当該補償金を徴収して、原告に対し当該補償金相当額の金銭を納付すること（以下『上乗せ徴収・納付』という。)]を行うべき法律上の義務を課したものと解することは困難というほかなく、法的強制力を伴わない抽象的な義務としての協力義務を課したものにすぎないと解するのが相当である。

そして、このような解釈は、法104条の5の文言において、あえて『協力』という抽象的な文言を用いることとした立法者の意思にも適合するものといえる。

すなわち、仮に立法者において原告が主張するように特定機器の販売価格に私的録音録画補償金相当額を上乗せして出荷し、利用者から当該補償金を徴収して、指定管理団体に対し、当該補償金相当額の金銭を納付することを特定機器の製造業者等に法律上義務づける意思があったのであれば、そのような具体的な作為義務の内容を特定して規定すれば足りたのであり、かつ、そのような規定とすることが立法技術上困難であるともいえないのに、そのような規定とすることなく、あえて『協力』という抽象的な文言を用いるにとどまったということは、特段の事情がない限り、立法者には、上記のような法律上の具体的な作為義務を課す意思がなかったことを示すものといえることができる。

イ 以上のとおり、法104条の5が規定する特定機

器の製造業者等の協力義務は、原告が主張するような法律上の具体的な義務と解することはできないものというべきである。』

〔ア〕原告は、私的録音録画補償金制度においては、法第5章が規定する制度の仕組みないし制度設計それ自体、平成4年法改正の立法経過に示された立法者ないし法案担当者の意思、10年以上にわたる制度の実際の運用実態[前記第2の3(3)]からみて、特定機器の製造業者等が行うべき『協力』の内容が、上乗せ徴収・納付であることは、立法当初から予定されており、これが行われなければ、現在まで10年以上にわたり運用されている私的録音録画補償金制度自体が機能なくなり、実効性を欠いた制度となってしまうことを根拠として、法104条の5の協力義務が上乗せ徴収・納付を内容とする法律上の具体的な義務である旨を主張する。』

「しかしながら、法104条の5の『協力』という用語自体から具体的な行為を特定することはできず、このことは、当該『協力』が私的録音録画補償金の『支払の請求及びその受領』に関するものであるとの限定が付されていても同様であることは、前記アで述べたとおりであり、法104条の5の文言自体を根拠として、製造業者等が行うべき『協力』が上乗せ徴収・納付に特定されるものとする原告の主張は、文理からかけ離れた解釈といわざるを得ない。

原告の上記主張は、平成4年法改正の当初から現在に至るまで、特定機器の製造業者等による法104条の5に基づく『協力』の内容として、法案担当者や特定機器の製造業者を含む関係者らの間で具体的に想定され、現に実践されてきた行為が上乗せ徴収・納付であるという事実から、製造業者等による『協力』の内容としては上乗せ徴収・納付以外には考えられないとして、これを法104条の5の規定の解釈に結びつけようとするものと思われるが、かかる事実が法104条の5の規定の解釈の根拠とならないことは、前記ア(ア) bで述べたとおりである。』

と判示しました。さらに、前記③の争点についても、「ウ さらに、原告は、法104条の5が訓示規定であることを前提としても、被告による協力義務違反は、不法行為としての違法性を基礎づけるに十分であるとも

主張するが、上記イで述べたとおり、法的強制力を伴わない抽象的な義務としての協力義務を履行しなかったことについて、不法行為としての違法性が認められるとはいえず、そのほかに、被告の行為につき、不法行為としての違法性を基礎づけるに足りる事実も認められない」と判示して、原告の請求を棄却しました。

4. 検討

本事件は、著作権法30条2項が規定している私的録音録画補償金の支払方法に関して、著作権法104条の5が「指定管理団体（筆者注：本事件では、原告がこれに該当）が私的録音録画補償金の支払を請求する場合には、特定機器又は特定記録媒体の製造又は輸入を業とする者（次条第3項において『製造業者等』という。）（筆者注：本判決では、被告がこれに該当すると判断されている）は、当該私的録音録画補償金の支払の請求及びその受領に関し協力しなければならない」と規定しているために、被告が負うとされる「当該私的録音録画補償金の支払の請求及び受領」に関する「協力」の意義が争われました。

本判決は、この点について著作権法104条の5では、「協力」の具体的な行為ないし内容につき、文言上特定されているとはいえず、抽象的な内容の義務にとどまっているとして、被告において、特定機器の販売価格に私的録音録画補償金相当額を上乗せして出荷することにより、利用者から同補償金相当額を徴収して、原告に納付すべきというような具体的な義務が課されていると解することは困難と判示しています。

著作権法30条2項では、私的録音録画補償金の支払義務を負うのは、当該録画機器を使用して録画行為を行う者、すなわち複製行為を行う者自身であり、当該録画機器の製造業者等は当該支払義務を負っているものではありません。

著作権法は、これに代わって製造業者等に対し、「補償金の支払及び受領」に関する協力を規定しています。しかし、単に「協力しなければならない」と規定するのみで、これ以上に具体的には規定していないため、この「協力」の意義が問題になりました。

本事件の争点を検討するうえでは、104条の5の制

度趣旨をどのように理解すべきか、これとの関係で条文上の文言をどのように解することが相当であるかが重要であると考えられます。

すなわち、この点につき、著作権法104条の4では、「第30条第2項の政令で定める機器（以下この章において『特定機器』という。）又は記録媒体（以下この章において『特定記録媒体』という。）を購入する者（当該特定機器又は特定記録媒体が小売に供された後最初に購入するものに限る。）は、その購入に当たり、指定管理団体から、当該特定機器又は特定記録媒体を用いて行う私的録音又は私的録画に係る私的録音録画補償金の一括の支払として、第104条の6第1項の規定により当該特定機器又は特定記録媒体について定められた額の私的録音録画補償金の支払の請求があった場合には、当該私的録音録画補償金を支払わなければならない」と規定されており、これを受けて104条の5が定められているため、被告が負うべき「協力」の内容とは「上乗せ徴収・納付」であるとの原告主張がなされたものと考えられます。

もっとも、上記を前提とした場合にも、104条の5の文言からすると、同条所定の「協力」の内容が「上乗せ徴収・納付」であると決めつけることは、それほど容易ではないように考えられます。

なお被告は、もともとアナログチューナー非搭載のDVD録画機器は、私的録音録画補償金の支払対象とはならないと主張していましたが、本判決では、この点が否定されました。このため、録画機器の購入者が負うとされる同補償金の支払方法等につき、別途問題になることも考えられないわけではありません。

いずれにしても、本判決の判示内容は、本事件の争点の判断として十分な説得力を有していると考えられますが、実務上重要な論点を含んでおり、社会へ与える影響も大きいものがあるため、控訴審を含めた上級審の判断が注目されます。

みづたに なおき

1973年東京工業大学工学部卒、1975年早稲田大学法学部卒業後、1976年司法試験合格。1979年弁護士登録、現在に至る（弁護士・弁理士、東京工業大学大学院客員教授、専修大学法科大学院客員教授）。知的財産権法分野の訴訟、交渉、契約等を多数手掛けている。